

★「元気歯つつコンクール」受賞
健康な歯をいつまでも

毎年、愛媛県と愛媛県歯科医師会では、80歳以上で、機能する自分の歯が20本以上ある方を対象に「元気歯つつコンクール」を開催しています。今年度は上島町から、5名の方が入賞されました。「食べたら、歯みがきをする」「定期健診に行く」「元気でいるには歯の手入れから！」など、特別なこととしてではなく日常生活のひとつとして口腔ケアを行っているとのこと。受賞者の皆さま、誠におめでとうございます。



【入賞者の皆さん】



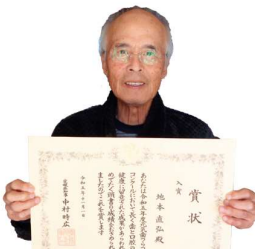
原 博彦さん（岩城）



村上 武志さん（生名）



東谷 益澄美さん（弓削）



地本 直弘さん（弓削）



古江 靖志さん（弓削）

令和5年度「表示等に関するコンプライアンス講習会」
参加料無料 「事業者も消費者もともに知識を深めよう」 ～愛媛県主催～

県では、事業者と消費者が表示に関する知識を深めるとともに、コンプライアンスについて考える場として、次のとおり講習会を開催します。

どなたでも無料で参加できますが、事前申込みが必要です。この機会に、表示やコンプライアンスについて考えてみませんか。

- ◆ 令和6年2月9日（金）
13時30分～16時30分（受付開始13時～）
- ◆ 愛媛県武道館 大会議室（松山市市坪西町551）
- ◆ 定 員 各区分ごとに先着100名
- ◆ 参加対象 事業者および県民

◆ 申込方法 下記二次元コードに必要事項をご記入のうえ、電子メールで令和6年2月2日（金）までに県庁県民生活課へお申込みください。

こちらからお申込みができます！▶



■ 問い合わせ
〒790-8570 松山市一番町4-4-2
愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課
消費・くらし安全安心グループ
☎ 089-912-2336（平日8時30分～17時15分）
☎ 089-912-2299
✉ kenminseikatsu@pref.ehime.lg.jp

区分	講習内容	時間	講師（説明者）
景品表示	景品表示法講習 「景品表示法の概要及び最近の違反事例について」	13:35～14:35 (60分)	消費者庁 表示対策課職員
食品表示	県からの情報提供 「食品衛生法等の改正について」	14:50～15:15 (25分)	愛媛県 薬務衛生課職員
コンプラ	コンプライアンス講習 「消費者トラブルの対応について」	15:25～16:25 (60分)	未定 最新情報は県ホームページをご確認ください。

★離島振興70周年記念功労者表彰
国土交通大臣表彰を受賞

岩城診療所 理事長 福井康太郎氏が離島振興70周年記念功労者表彰 国土交通大臣表彰を受賞されました。これは、離島振興法制定並びに全国離島振興協議会設立70周年を記念し、この間の先人たちの努力と尽力に謝意を表しつつ令和の時代に対応した離島振興の在り方を展望し、あわせてこれまでの離島振興に多大の功績のあった方々を顕彰するため表彰するものです。福井先生の離島医療にかかる長年の功績に感謝いたします。受賞おめでとうございます。

離島振興70周年記念功労者 国土交通大臣
岩城診療所 福井康太郎 様



年金手帳 年金手帳
年金だより

「納付書レス納付」の運用開始について

お手元に納付書がなくても「ねんきんネット」を活用して国民年金保険料を納付できるサービスの運用を開始します。

インターネットバンキングを利用されている方

「ねんきんネット」からインターネットバンキングに、Pay-easy（ペイジー）納付に必要な情報が連携されていますのでお手元に納付書がなくてもPay-easy（ペイジー）納付できます。

インターネットバンキングを利用していない方

「ねんきんネット」上に表示される情報を金融機関等に設置されたPay-easy（ペイジー）対応のATMに入力することで納付できます。

ねんきんネットを一度も利用したことがない方（以下のいずれかの方法で利用開始できます）

○ねんきんネットから利用開始登録する方法



ねんきんネット
QRコード

- ①基礎年金番号・アクセスキーを準備▶
- ②ID・パスワード等を設定▶
- ③「ねんきんネット」の利用登録完了

○マイナポータルから利用開始登録する方法



マイナポータル
QRコード

- ①マイナポータルにログイン▶
- ②マイナポータル内の「もっとつながる」を選択し自動でねんきんネットと連携▶
- ③「ねんきんネット」の利用登録完了

国民年金保険料の口座振替・クレジットカード納付に係る振替方法の変更について

令和6年3月1日（金）から、国民年金保険料の口座振替またはクレジットカード納付での前納について、年度の途中からまとめて振替が可能となります。これまで、前納をご希望された方は年度末（6か月前納の場合は年度末または9月末）まで定額で翌月末振替（クレジットカード納付の場合は当月末）となり、前納の開始については4月末（6か月前納の場合は合わせ10月末）に限られていました。

令和6年3月1日（金）以降に申出された場合は、年度の途中であっても初回の口座振替から前納が開始され、初回振替の属する月分から年度末または翌年度末までの国民年金保険料を口座振替またはクレジットカード納付によって前納することが可能となります。詳しくは、国民年金機構ホームページをご覧ください。



▲HP